

厚生労働省岩手労働局発表
令和5年12月1日（金）

【照会先】

岩手労働局労働基準部健康安全課
課長 若月 敏幸
課長補佐 藤元 佳能
（電話） 019-604-3007

「伐木作業時における労働災害防止のための集団指導会」

～「林業労働災害防止特別プロジェクト」と連動した集団指導会を開催します～

岩手労働局（局長 ^{あわむら} 栗村 ^{かつゆき} 勝行）は、本年7月1日から展開している「林業労働災害防止特別プロジェクト」の一環として、東北森林管理局、岩手県、林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部と協力し、伐木作業時における労働災害防止を中心に、林業の労働災害を防止するため、集団指導会を開催することといたしました。

「伐木作業における労働災害防止のための特別活動」に基づく労働災害防止のための集団指導会

- 1 日時 令和5年12月11日（月） 13時30分～16時まで
- 2 場所 滝沢市砂込 389-20
"ツガワ未来館アピオ", 岩手県産業文化センター 第4会議室
- 3 講習内容
 - (1) 第14次労働災害防止計画と林業の労働災害防止について
岩手労働局労働基準部健康安全課 課長 若月 敏幸
 - (2) アウトプット指標達成の取組及び林災防規程の改正について
林災防東北地区担当 安全管理士 齋藤 文彦
 - (3) 令和5年度岩手県伐木技術普及研修の実施について
沿岸広域振興局農林部農林調整課 林業振興チーム
上席林業普及指導員 新井 隆介
 - (4) 国有林の事業における請負事業者等の労働安全の確保について
東北森林管理局森林整備部 企画官 春日 正人

※ 「林業労働災害防止特別プロジェクト」については、別添リーフレットを参照願います。

林業労働災害防止 特別プロジェクト

令和5年7月1日から12月31日まで

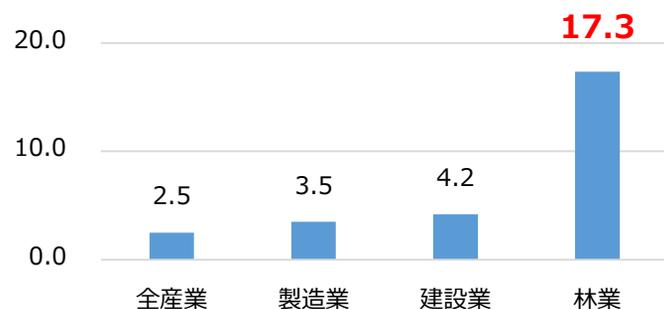
岩手労働局、岩手県、林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部では、
林業における労働災害、特に死亡労働災害の撲滅を目指し、
7月1日から12月31日までを特別プロジェクト期間として
労働災害防止の取組を推進します。

岩手県の林業における労働災害による死亡者数は
過去**5年間に4回、全国ワースト3**に入っています
令和2年からは**3年連続で3人以上死亡**しています
林業年間労災死亡者 全国ワースト3

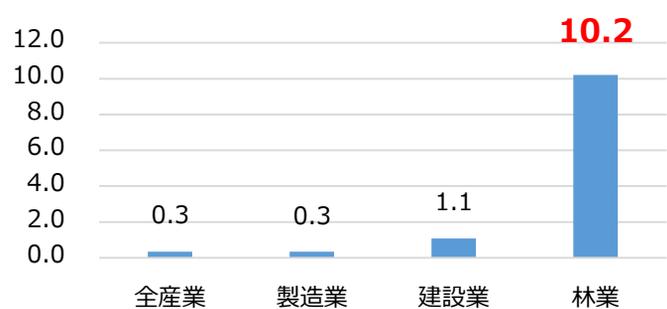
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
ワースト1	北海道 6人	北海道 8人	北海道 4人 岩手 4人	岩手 5人	宮崎 5人
ワースト2	秋田 3人	宮崎 5人	秋田 3人 高知 3人	熊本 3人 鹿児島 3人	岩手 3人
ワースト3	岩手 2人 群馬、福井、 静岡 各2人	新潟 3人	宮城、福岡、 鹿児島 各2人	青森、福島、 和歌山、宮崎 各2人	秋田、東京、 熊本、大分、 鹿児島各2人
全国	31人	33人	36人	30人	29人

岩手県の林業に係る労働災害発生率は
死傷は全産業の約7倍 死亡は全産業の約34倍

就労者千人当たりの年間死傷者数



就労者1万人当たりの年間死亡者数



※ 就労者数はどちらのグラフも令和2年度国勢調査から引用

主唱：岩手労働局 各労働基準監督署 岩手県 林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部
協賛：岩手北部森林管理署 三陸北部森林管理署 三陸中部森林管理署 盛岡森林管理署 岩手南部森林管理署
岩手県森林組合連合会 公益財団法人 岩手県林業労働対策基金

期間内の主唱者の主な取組

・パトロールの実施

岩手労働局と岩手県、林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部では、7月1日から7日の全国安全週間の一環として林業現場の合同安全パトロールを実施します。

・林業現場に対する指導の実施

各労働基準監督署、岩手県と林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部では各署のチェーンソー指導員、県の伐木技術指導員や協会の安全管理士・労災防止専門調査員などを中心に林業現場に対して安全指導を実施します。

・研修会の開催

岩手労働局、岩手県と林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部と共同で、県内の林業事業者を集め伐木作業の安全確保、本年度を初年度としている第14次労働災害防止計画等について研修会を開催します。

期間内の事業者の取組

○チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインの遵守

・保護具・保護衣の着用

下肢の切創防止用保護具の着用、保護帽、保護網・保護メガネの着用など

・安全なチェーンソーの取扱い

チェーンソー始動時、チェーンソーを持って移動する際の安全確保など

・作業計画の策定

事前調査の確実な実施と記録の作成、作業指揮者の選任、使用する機械設備の配置等を含めた作業計画の作成及び作業員に対する周知・教育など

・安全な伐木作業の徹底

伐木作業場所の周囲の確認の徹底、伐倒しようとする立木のつるがらみ、枝がらみ等の状況確認の徹底、立入禁止措置の徹底、適切な受け口の作成の徹底、伐倒時の楔の使用の徹底、適切な方法によるかかり木の処理の徹底など

・安全な造材作業の徹底

上下作業の禁止、滑動の恐れのある伐倒木・玉切材の固定の徹底、弓状となっている等「ため」の効いた材の反発力の低減など

※ チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000590836.pdf>

